## 災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

## ◎地震発生時の措置

	大地震(震度5弱以上)が発生の場合			
	始業前	臨時休園		
1	保育中	保育中止 (状況に応じて園待機または帰宅措置の連絡をします。) 翌日 臨時休園		
	降園後	翌日 臨時休園		
2	震度4以下の地震が発生の場合			
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、 臨時休園の連絡がない限り登園してください。			

<sup>※</sup> 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

## ◎警報発表時の措置 (1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります)

茨木市(大阪府・北大阪)に<u>「暴風警報」、</u>または<u>「特別警報」</u>が発表された場合、下記の措置をとります。なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の	2号認定の子ども		
		通常保育	預かり保育		
1	午前6時30分の時点で 「警報発表」の場合				
2	午前7時の時点で 「警報発表」の場合 早朝預かり保育中止			自宅待機 ※正午までに警報が	
3	午前9時までに 警報解除の場合	登園 <b>※通常保育時は弁当持参</b> 預かり保育開設 <b>※</b> 弁当、おやつ持参		解除になった場合は 登園(給食提供有り)	
4	午前9時に警報が 解除 されていない場合	臨時休園			
5	正午に警報が 解除されていない場合			臨時休園	

- ○2号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や 12 時 30 分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。 登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。
- ○6時30分の時点で警報が出ている場合は、朝の預かり保育は開設しません。
- ○教育時間、保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

## ◎警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考	
警戒レベル 5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生している状況であり、 命を守るための最善の行動をとる。		
警戒レベル 4	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて 避難を促す場合等に発令するもので、必 ず発令するものではない。	速やかに避難先へ避難する。 公的な避難場所までの移動が危険と思われ場 合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な 場所に避難する。	市町村が発令	
警戒レベル 3	避難準備·高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(高齢者や障害者、乳幼児等)とその支援者は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整える。		
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避 難行動を確認する。	気象庁が発表	
警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める。		

※休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、

- ・上記警戒レベル3~5が幼稚園の所在地(上穂積2丁目)に発令された場合も休園となります。
- ・保育中に警戒レベル3~5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
- ・自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。
- ★<u>表記以外の場合も気象情報や園の施設等の状況により、休園及び急なお迎えをお願いする場合があります。</u> (そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします)
- ★やむ得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。